

# 船舶事故調査報告書

平成28年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年7月29日 16時15分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市諸磯埼西北西方沖 諸磯埼灯台から真方位285° 615m付近 (概位 北緯35° 09.4′ 東経139° 36.1′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>オーシャンズノバ</sup> Oceans Novaは、南進中、浅所に乗り揚げた。 Oceans Novaは、プロペラ等に曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月19日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Oceans Nova、17トン
船舶番号、船舶所有者等	235-36005神奈川、株式会社MYT
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラ及びプロペラシャフトに曲損、キールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約3.4m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長が船首方に岩礁を視認したので、岩礁の右側を通過しようと思い、航行を続けていたところ、船首方約5mに浅所を認めて機関を停止した。 船長は、航行予定海域の水路調査を行っていなかった。
分析	本船は、船長が、水路調査を行っていなかったことから、浅所の存在を知らなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長が水路調査を行っていなかったため、本船が諸磯埼西北西方沖の浅所に気付かずに航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 出発前に航行予定海域の水路調査を行うこと。